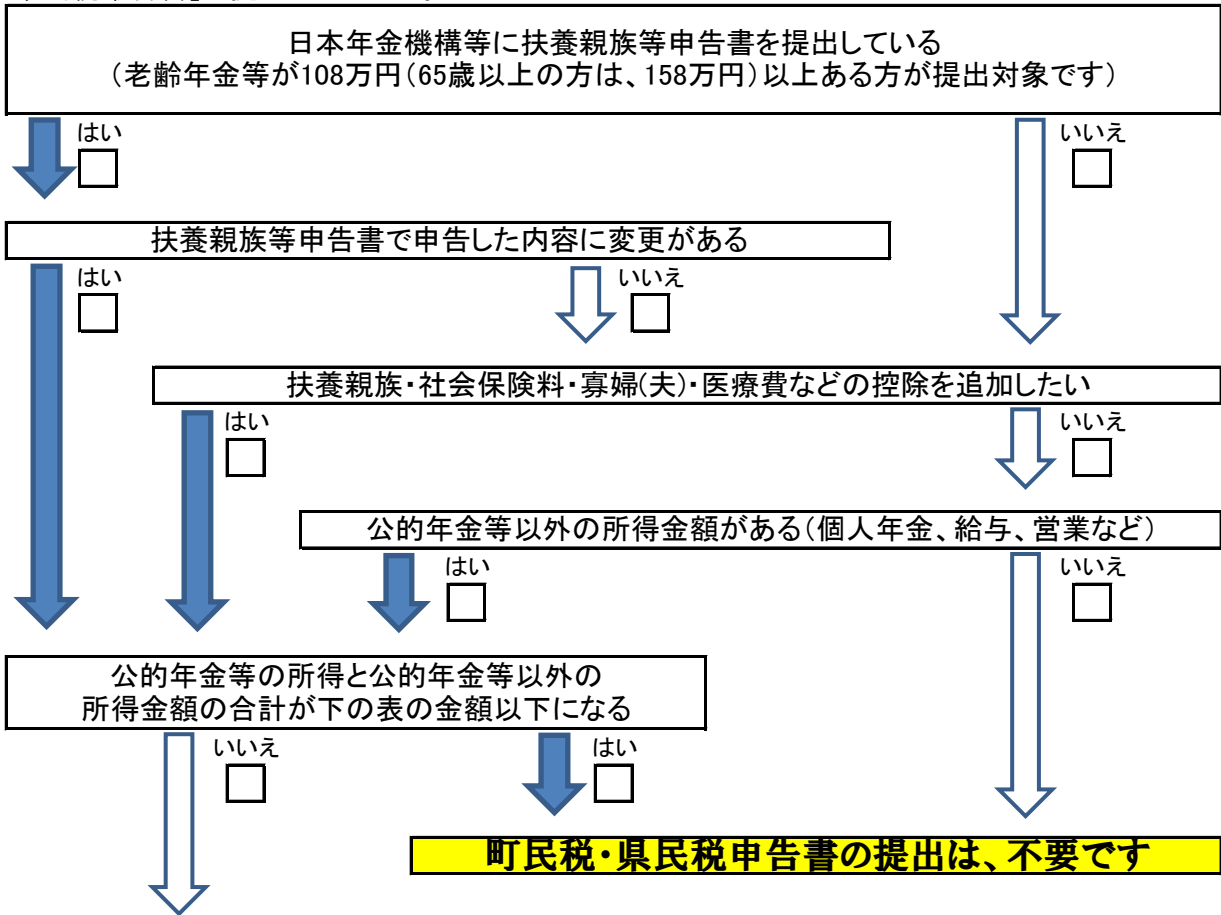


## 公的年金等を受給されている方で、 所得税の確定申告書の提出が不要となられた方へ

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要なくなりました。

しかし、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例：純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告を行う必要があります。

また、以下のフローチャートにより提出が必要となる方は、確定申告期間中に越生町へ「町民税・県民税申告書」を提出してください。



公的年金等の源泉徴収票と他の所得金額や控除に必要な書類とともに  
町民税・県民税申告書を越生町に提出してください

### 《町民税・県民税の非課税限度額表》

本人と扶養親族等の合計人数 (扶養親族等申告書で申告した扶養親族等の人数)	65歳未満の方 (昭和29年1月2日以降に生まれた方)		65歳以上の方 (昭和29年1月1日以前に生まれた方)	
	公的年金等の所得と 他の所得の合計金額	公的年金等収入のみ の場合(収入金額)	公的年金等の所得と 他の所得の合計金額	公的年金等収入のみ の場合(収入金額)
なし	28万円	980,000円	28万円	1,480,000円
1人	72.8万円	1,470,667円	72.8万円	1,928,000円
2人	100.8万円	1,844,001円	100.8万円	2,208,000円
3人	128.8万円	2,217,334円	128.8万円	2,488,000円
扶養親族等申告書で 本人の障害者控除を申告している場合	125万円	2,166,667円	125万円	2,450,000円